

旭川医科大学病院遺伝子診療カウンセリング室運営委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年8月13日病院長裁定)

旭川医科大学病院遺伝子診療カウンセリング室運営委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院遺伝子診療カウンセリング室運営委員会要項（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
○旭川医科大学病院<u>臨床遺伝診療部</u>運営委員会要項 平成16年4月1日 病院長裁定 (趣旨) 第1 この要項は、旭川医科大学病院<u>臨床遺伝診療部</u>運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。 <u>(審議事項)</u> <u>第2 委員会は、臨床遺伝診療部の運営に関する重要事項を審議する。</u>（新設） (構成) 第3 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) <u>臨床遺伝診療部長</u> (2) <u>臨床遺伝診療部副部長</u> (3)～(7) (略) (8) その他、委員長が必要と認めた者	○旭川医科大学病院<u>遺伝子診療カウンセリング室</u>運営委員会要項 平成16年4月1日 病院長裁定 (趣旨) 第1 この要項は、<u>旭川医科大学病院遺伝子診療カウンセリング室設置要項第4第2項の規定に基づき</u>、旭川医科大学病院<u>遺伝子診療カウンセリング室</u>運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。 (構成) 第2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) <u>室長</u> (2) <u>診療科の教員、中央診療施設等の教員及びその他病院に置かれる部署の教員並びに臨床遺伝専門医の資格を有する教員のうちから 6人</u> (3)～(7) (略) (8) その他、委員長が必要と認めた者

2 前項第8号の委員は、委員長の推薦により病院長が委嘱する。

(任期)

第4 第3第1項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

(委員長)

第5 委員会に委員長を置き、臨床遺伝診療部長をもって充てる。

2～3 (略)

第6～第8 (略)

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(略)

附 則

この要項は、令和8年8月13日から施行する。

【改正理由】

遺伝子診療カウンセリング室から臨床遺伝診療部への変更に伴い、所要の改正を行うものである。

2 前項第2号及び第8号の委員は、委員長の推薦により病院長が委嘱する。

(任期)

第3 第2第1項第2号、第3号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

2～3 (略)

第5～第7 (略)

(雑則)

第8 この要項に定めるもののほか、旭川医科大学病院遺伝子診療カウンセリング室の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(略)